

西原町嘱託員の募集

<西原町嘱託員採用予定候補者名簿登載について>

1. 職種区分及び職務内容

職種	業務内容
議会会議録再編業務嘱託員	議会会議録作成業務等
用務嘱託員	庁舎内外の清掃業務
大型車両運転業務嘱託員	町道等及び河川排水の維持管理補修業務
加配保育士業務嘱託員	保育業務
年休代替保育士業務嘱託員	保育業務
パート調理業務嘱託員	保育所の調理業務
入所児童処遇特別加算業務嘱託員	保育所の清掃等業務
児童館業務嘱託員	児童館の管理運営業務
年休代替等児童館業務嘱託員	児童館の管理運営業務
介護認定訪問調査嘱託員	介護認定の訪問調査業務
水道料金収納業務嘱託員	水道料金の収納業務
公共下水道普及事務等嘱託員	公共下水道の普及業務
国民健康保険税徴収嘱託員	国民健康保険税の徴収業務
診療報酬明細書点検事務嘱託員	診療報酬明細書の点検業務
栄養士業務嘱託員	健診後等の栄養指導業務
保健師業務嘱託員	特定健診等の保健指導業務
用地業務嘱託員	用地の登記事務等

お問い合わせ：総務部総務課 ☎ 945-5011 職員係 内線114

教育委員会臨時嘱託及び嘱託職員の募集

臨時職員

職種	業務内容
一般事務	一般的な事務処理業務
図書館業務	図書館業務（土日）

嘱託職員

職種	業務内容
建築技術業務	学校施設の建築関係業務
電算事務指導業務	学校（小・中・幼）のパソコン指導、機器の保守管理業務
学校給食調理業務	学校給食の調理に関する業務
パート調理業務（年休代替）	学校給食の調理に関する業務
学校給食費徴収業務	学校給食費の徴収に関する業務
用務嘱託員（町立小中学校）	学校の用務（湯茶・接待、印刷、掃除等及び一部事務含む）
幼稚園教諭業務	幼稚園教諭業務
パート幼稚園預かり保育業務	幼稚園預かり保育業務
年休代替幼稚園業務	幼稚園教諭業務・幼稚園預かり保育業務
特別支援教育支援員	小・中学校にて発達障がい等を持つ児童・生徒の学習支援や安全面の指導
外国語指導助手業務	町立中学校にて外国語授業の補助を行う助手業務（外国人）
図書館業務（学校）	町立学校図書館司書業務
図書館業務	町立図書館司書業務
図書館業務	町立図書館地域資料業務
陸上競技場管理業務	町民陸上競技場の管理運営業務
用務嘱託員（町民体育館）	施設内外の清掃業務
用務嘱託員（中央公民館）	施設内外の清掃業務
社会教育指導員	社会教育に関する事業担当（月12日勤務）

お問い合わせ：教育委員会教育部教育総務課 ☎ 945-3655（内線502）

平成23年度 西原町職員採用候補者試験実施要項

1. 職種区分、採用予定人員及び職務内容

職種	採用予定人員	職務内容
技術職	若干名	技術にかかる業務

2. 受験資格

- (1) 年齢：昭和50年4月2日以降生まれた者。
- (2) 住所要件：平成22年11月29日以前に沖縄県内に住民登録がされ、引き続き住所を有する者（就学等のため一時的に県外に転出した者を含む）。

3. 学歴

○技術職

学校教育法による高等学校卒業（卒業見込みを含む）以上の学歴を有する者、若しくは同等の学力を有すると認められた者で、土木に関する課程を修めた者又は2級土木施工管理技士の資格取得者（平成23年3月末までに資格取得する見込みの者を含む）。

※次のいずれかに該当するときは、受験できません。
○地方公務員法第16条に該当する者

- イ. 成年被後見人又は被保佐人
- ロ. 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ハ. 西原町において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- 二. 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

3. 第一次試験の日時、試験会場及び試験科目

試験会場	日 時	試験科目	
		9:10(受付)	9:40(受験者着席)
西原町 中央公民館	平成23年 1月30日(日)	10:00~12:00	教養試験
		13:30~15:00	専門試験

*各自昼食を用意してください。

4. 第二次試験の日時及び試験科目（第一次試験の合格者について実施）

○日 時：平成23年2月中旬を予定（第一次試験合格者あて通知します）

○試験科目：作文、個別面接及び集団討論

（注）第一次試験の点数は、第二次試験に反映されません。

5. 受験手続

(1) 受付期間 平成23年1月5日(水)～1月19日(水)
午前9時～午後5時15分
(土・日曜日・休日は除く)

(2) 申込方法 所定の申込書に必要事項を記入し、総務課へ提出してください。
※郵送での受付は、原則として認めませんのでご了承ください。

- (3) 提出書類
- イ. 所定の申込書（写真を貼ったもの）
 - ロ. 所定の封筒（住所・氏名・郵便番号を記入の上、80円切手を貼ったもの）
 - ハ. 自筆による所定の履歴書（写真 4.5cm×3.5cm を貼ったもの）
 - 二. 最終学校の卒業証明書、若しくは卒業証書の写し又は卒業見込み証明書
 - ホ. 住民票抄本（戸籍の表示のあるもの）
 - ヘ. 土木施工管理技士資格証明書の写し

6. 合格者発表から採用までの経路

区分	日 時	方 法
第一次試験	平成23年 2月中旬予定	西原町役場掲示板及び西原町ホームページに受験番号を掲示するほか、合格者に通知します。
第二次試験	平成23年 3月中旬予定	

(1) 最終合格者は、採用候補者名簿に登載され、任命権者がその名簿の中から採用者を決定します。

(2) 採用候補者名簿登載者の数は、年間の採用予定期間に採用を辞退する数を考慮して決定するため、採用数を上回る登載者となり、名簿登載されても採用にならないことがあります。

(3) 採用候補者名簿の有効期限は、原則として平成24年3月31日までとします。

★その他詳細については、西原町役場総務部総務課へお問い合わせください。

☎ 098-945-5011（総務部総務課）

成人おめでとうございます “20歳になったら国民年金”

新成人の皆さん、成人おめでとうございます。20歳になったら大人の仲間入り♪

日本国内に住む20歳以上60歳未満の方は国民年金に加入し、保険料を納付することが義務づけられています。

国民年金は、老後の保障だけではなく、加入中に事故や病気で障害が残ったときなどにも、安定した生活が送れるよう、みんなで保険料を出し合いお互いを支えあう制度です。

こんなときは忘れずに届け出をしましょう!!

こ ん な と き	届 出 先	必 要 な も の
20歳になったとき（厚生年金、共済組合加入者は除く）	福祉部福祉課	印鑑
会社員や公務員になったとき	勤務先	年金手帳
会社などを退職したとき（扶養している配偶者がいる時は一緒に）	福祉部福祉課	年金手帳、印鑑、退職日がわかる書類（離職票）
配偶者が会社員や公務員であり、その扶養になったとき	配偶者の勤務先	年金手帳
配偶者が会社員や公務員であり、その扶養からははずれたとき	福祉部福祉課	年金手帳、印鑑、扶養からはずれた日が確認できる書類

【お問い合わせ】 福祉部福祉課 ☎ 945-5311（内線121・123） FAX 944-6551